

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【予算・決算特別委員会の審査方法について】

項 目	協 議 結 果（全会一致）
1 局別審査における 一般傍聴試行の検証	・試行の検証にもとづき、19年度開催の局別審査から本格実施とする。
2 決算特別委員会の 視察のあり方	・市会運営委員会申し合わせ・確認事項では、「必要に応じて実施」としている。適切な施設がないときは実施しないなど、申し合わせどおり必要に応じ実施とする。
3 総合審査のあり方	・決算については、現行どおりとする。 ・予算については、委嘱審査終了後に総合審査を実施する。
4 出席者・答弁者	・局別審査における行政運営調整局の出席については、通告があった場合に出席を求めることとする。 ・説明員となっている事業本部長・理事・部長職の答弁については、局長からの紹介を省略する。
5 無所属議員の発言 持時間	・平成16年2月10日の運営委員会で決定された無所属議員の発言持時間の運用（プール制）を、今任期も適用していくこととする。

項 目	協 議 結 果（多数意見・少数意見）
6 会派の発言持時間	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言持時間は現行どおりとする。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言時間の積算根拠を会派割+人数割とする。 ・局別審査の1日1局審査日を増やし、発言持時間を増やすこととする。